

香田整形訪問リハビリテーション 重要事項説明書

本事業所は、ご契約者(利用者)に対して指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション) サービスを提供致します。

ご利用にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意願いたい事項を次の通りご説明致します。

1. 事業所の概要

事業者	医療法人 香和会
代表者氏名	理事長 香田 英俊
事業所名称	香田整形 訪問リハビリテーション
開設年月日	2025年3月 1日
所在地	熊本県上益城郡嘉島町北甘木2018
電話番号	096-237-2811
FAX	096-237-2727
管理者	香田 英俊

(従業者の配置)

当事業所では、以下の従業者を配置し共同してサービスの提供にあたります。

ご利用者数の状況、提供サービスの内容により、適切に増員します。

管理者	1名
医師	1名
理学療法士または作業療法士	2名以上

(営業日、営業時間)

営業日	月曜から金曜
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

(通常の事業実施地域)

本事業所の通常の事業実施地域は、嘉島町、御船町、甲佐町、益城町、熊本市東区、熊本市中央区、熊本市南区です。

※ 上記以外の地域へのサービス提供ご希望の際は、管理者にご相談ください。

(事業の目的)

本事業所は、指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の事業を行なうもので、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を送ることができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、ご利用者の心身機能の維持、回復を図ることを目的とします。

2.運営方針

本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営します。

- (1) 提供する指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し計画的に行います。
- (2) 常にご利用者の病状、心身の状況を的確に把握しつつ、医師の指示及び居宅サービス計画(介護予防サービス計画)沿った訪問リハビリテーション計画に基づき、ご利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行ないます。
また、ご利用者又はそのご家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行ないます。
- (3) 事業者自らその提供するサービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ります。
- (4) 包括支援センター及び居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携して総合的なサービスの提供に努めます。

3. 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の内容

- (1) 理学療法全般
- (2) 作業療法全般

4. サービス利用料及びその他の費用

※ 別表(1)のサービス利用料等一覧をご参照ください。

- (1) 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)をご利用の際のサービス利用料は厚生労働大臣が定める基準によるもので、ご利用のサービスが法定代理受領サービスの場合は、介護報酬告示上の額に、各ご利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。法定代理受領分以外は介護報酬告示上の額全額となります。
☆ 介護保険からの給付額に変更のあった場合は、変更された額に合わせてご利用者の負担額が変更になります。
- (2) 介護保険の給付の対象とならないサービスの利用料は、全額ご利用者の負担となります。
- (3) 利用料、その他の費用の請求及びお支払い方法
前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求致します。請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までにご利用者にお渡しします。お支払いは、ご利用者と個別に契約を結び、毎月28日(当日が休日の場合は翌営業日)に口座振替または窓口にて現金支払いにてお願い致します。

5. サービスご利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用日に欠席される場合は、前日までに本事業所にご連絡ください。
- (2) 利用開始時及び更新時に、介護保険証・負担割合証等をご提示ください。

6. 予測不可能な事故などの可能性について

香田整形訪問リハビリテーションでは、ご利用者が快適な訪問リハビリテーションサービスをお受け頂けるように、安全なリハビリ環境作りに努めております。しかし、高齢者の片特有の心身状態によって訪問リハビリ中に予測不可能な事故などの可能性があります。

【一般的な高齢者の傾向として】

- (1) 身体・バランス機能等の低下による歩行・移動が不安定であり、とっさの反応ができにくい。
- (2) 認知症による判断力低下があつて正しい認識ができない場合がある。
- (3) 新たな病気の発症や元々の病気の再燃や進行・悪化・変化が早い。
- (4) 高齢者の方の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する可能性がある。
- (5) 高齢者の方の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離する可能性がある。
- (6) 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲でも容易に皮下出血する可能性。

等があります。

【そのために】

- (1) 歩行・移動時、急な脱力等により転倒し、外傷、骨折、頭蓋内損傷などの可能性。
- (2) 見守り中であっても、急な脱力等によりベッド、車椅子、椅子、便座等からの転落等による外傷、骨折、頭蓋内損傷などの可能性。

(4) その他多くの可能性(リスク)

が、あります。このことをご利用者ご本人様やご家族様も十分ご理解ください。

【その他】

○ご利用者の全身状態が急に悪化した場合、救急車を呼ぶことがあります。

7. 緊急時等の対処方法

- (1) 本事業所の従業者は、サービス利用中のご利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急事態発生時は、速やかにご家族・主治医への連絡等を行い必要な対処を致します。

※ 感冒、皮膚疾患等感染症罹患中、当日の健康チェックにより体調が悪い場合は、サービス内容の変更又は中止する場合があります。

- (2) 本事業所のサービスの提供により事故が発生した場合はご利用者のご家族、関係市町村、担当する包括支援センター及び居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに必要な対処を致します。

- (3) サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 非常災害対策

本事業所では、火災・風水害・地震等の災害に対処するため施設内の防災設備の定期的な点検及び消防・防災計画に基づき、年2回以上の避難・救出等必要な訓練を実施致します。

9. 秘密の保持及び個人情報の取り扱い

- (1) 本事業所の従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持致します。

これは、従業者でなくなった場合においても同様にこれらの秘密を守るよう指導徹底しております。

- (2) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者及びそのご家族の同意を文書により得ておきます。

10. サービス提供困難時の対応

通常の事業実施地域等により利用申し込み者に対して、適切なサービスの提供困難と認めた場合は担当ケアマネジャーへの連絡を行なうとともに、適切な他事業者の紹介等の必要な対応を致します。

11. サービス内容に関する相談・苦情対応

本事業所の苦情受付窓口は、以下の通りです。

窓口

①訪問リハビリテーション苦情相談受付窓口

担当：理学療法士 後藤 貴史

②香田整形外科・内科苦情相談受付窓口

担当：事務部長 牛嶋 佳世子

③電話相談

受付時間：午前8:30～午後17:00

連絡先：０９６－２３７－２８１１

FAX：０９６－２３７－２７２７

12. 行政機関その他の苦情受付窓口

機関名	所在地	連絡先
嘉島町福祉課 介護保険係	熊本県上益城郡嘉島町上島530番地	電話:237-2576 FAX:237-2359
国民健康保険 団体連合会	熊本市東区健軍1丁目18-7	電話:214-1101 FAX:234-1105
熊本県社会福祉協議会	熊本市中央区南千反畑町3-7 県総合福祉センター内	電話:324-5454 FAX:355-5440

別表1) 香田整形訪問リハビリテーション 利用料等一覧

事業所名	医療法人 香和会	住所	熊本県上益城郡嘉島町北甘木2018
	香田整形訪問リハビリテーション	電話	096-237-2811
事業所番号	4312811575	FAX	096-237-2727

コード	算定可否	算定項目	単位数	算定頻度	利用料	利用者負担金		
一 要介護一						1 割負担	2 割負担	3 割負担
＜基本報酬・強化加算＞								
142111		訪問リハビリⅠ(20分)	308単位	1回につき	¥3,080	¥308	¥616	¥924
146102		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位	1回につき	¥60	¥6	¥12	¥18
146101		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3単位	1回につき	¥30	¥3	¥6	¥9
＜マネジメント加算＞								
145005		訪問リハビリマネジメント加算1	180単位	1月につき	¥1,800	¥180	¥360	¥540
145008		訪問リハビリマネジメント加算2	213単位	1月につき	¥2,130	¥213	¥426	¥639
145022		訪問リハビリマネジメント加算3	270単位	1月につき	¥2,700	¥270	¥540	¥810
＜集中・連携加算＞								
145003		訪問リハ短期集中加算	200単位	1日につき	¥2,000	¥200	¥400	¥600
145021		訪問リハ認知症短期集中加算	240単位	1日につき	¥2,400	¥240	¥480	¥720
144003		退院時共同指導加算	600単位	退院時1回を限度	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
＜減算＞								
145010		訪問リハ計画診療未実施減算	△50単位	1回につき	¥-500	¥-50	¥-100	¥-150
一 要支援一					利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
＜基本報酬・強化加算＞								
642111		予防訪問リハビリⅠ(20分)	298単位	1回につき	¥2,980	¥298	¥596	¥894
646102		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位	1回につき	¥60	¥6	¥12	¥18
646101		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3単位	1回につき	¥30	¥3	¥6	¥9
＜集中・連携加算＞								
645001		予防訪問リハ短期集中加算	200単位	1日につき	¥2,000	¥200	¥400	¥600
644003		退院時共同指導加算	600単位	退院時1回を限度	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
＜減算＞								
646123		12月超減算	△30単位	1回につき	¥-300	¥-30	¥-60	¥-90
645010		予防訪問リハ計画診療未実施減算	△50単位	1回につき	¥-500	¥-50	¥-100	¥-150

＜その他の費用＞

交通費	通常の事業実施地域外の交通費は圏域端から1km毎に50円/回 コインパーキング利用の際は、費用をご負担いただきます。
-----	---